

令和 7 年

5 月 農業委員会 総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）5月14日（水）14：30～：14：53	反訳：
■場 所	和泉市役所 本館 5-A会議室	
■出席者 (敬称略) (議席順)	<p>[農業委員] 計(11名)</p> <p>1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 11 福本 敏行 12 13 14 岡田 如弘</p> <p>[欠席委員] 計(3名)</p> <p>10 辻林 孝幸 12 仲野 充 13 森 忠清</p> <p>[事務局] 計(4名)</p> <p>森 博紀 岸田 忠仁 麓 信也 伊藤 真琴</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について</p> <p>報告第1号 農地使用貸借権の解約通知受理について</p>	

■議事内容

事務局	それでは、ただいまから令和7年5月の農業委員会総会を進めさせていただきます。
友田会長	<p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、本日の出席者数等を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は10番辻林委員、12番仲野委員、13番森副会長でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
友田会長	<p>それでは、友田会長、議事進行のほう、よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、14番岡田如弘委員さん、1番西川文三委員さんをお願いいたします。</p> <p>(両委員の承諾あり)</p> <p>それでは、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>5月委員会議事日程、議案第1号から議案第2号、報告第1号となっておりますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件、使用貸借権設定1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、岡町の物件につきまして事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、岡町で、地目は、畠1筆、面積は79平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から800m、車で約10分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、草刈り機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないよう、農薬の使用についても注意し、営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、みかん栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で耕作に専念する意思を確認しました。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号、2番、浦田町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、浦田町で、地目は、畠1筆、面積は72平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から1km、車で約5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「周辺に農地がないため、耕作時に影響を及ぼすことはありません。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理 されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認</p>

	<p>いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜等栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第1号、3番、東阪本町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、東阪本町で、地目は、畠1筆、面積は366平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から6km、車で15分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬は使用せず、付近農地に迷惑をかけないよう耕作します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の西川委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、たけのこ栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地でたけのこ栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号、3番については許可することに決定します。</p>
事務局	<p>次に、議案第1号、4番、小田町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書3ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、小田町で、地目は、田3筆、面積は合わせて</p>

3, 551 平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から 500m、車で 5 分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は 300 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従前と同様の栽培方法のため、周辺農地等への影響はありません。」とのことです。

続きまして、地区担当の安栗委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、保全管理、野菜栽培 されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻、野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なし)

議案第 1 号、4 番については許可することに決定します。

次に、議案第 1 号、5 番、池田下町の物件について事務局から説明願います。

議案書 3 ページ、5 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田 2 筆、面積は合わせて 1,017 平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から約 2 km、車で約 10 分の距離に位置しております。

譲受人は、現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は 250 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」とのことです。

続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。

	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号、5番については許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願い致します。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画8件を、別表のとおり定めるものとします。</p> <p>議案第2号、1番・2番、久井町、国分町の物件につきまして関連があることから、一括説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番・2番について、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は久井町及び国分町で、現況地目は田10筆、面積は合わせて6,616平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の森光彦委員、井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、1番・2番については許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号、3番・4番、浦田町の物件につきまして関連があることから、一括説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、3番・4番について、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は浦田町で、地目は田8筆、面積は7,249平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p>

	<p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培 されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、3番・4番については許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号、5番・6番、浦田町の物件につきまして関連があることから、一括説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、5番・6番について、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は浦田町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,764平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、5番・6番については許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号、7番、仏並町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、7番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は仏並町で、地目は畠1筆、面積は3,357平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p>

	<p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で果樹 を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、7番については許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号、8番、平井町の物件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、8番について、説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は平井町で、地目は畠1筆、面積は1,342平方メートルの内、1,048平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載が無い事を確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜を栽培されている農地であり、借り手に意思確認いたしました。借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い致します。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議・意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、8番については許可することに決定します。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書7ページをお願い致します。</p> <p>報告第1号、農地使用貸借権の解約通知受理について</p> <p>農地使用貸借権の解約3件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。</p> <p>議案書、8ページをご参照ください。</p> <p>以上、本日の案件は全て終了しました。</p>

	<p>その他、皆さん方で何か御質問ございませんか。何もないようでございましたら、農業委員会総会をこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
--	--

	<p>閉会時間 14時53分 上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p>
--	--

会長

委員

委員